## 2024 年度 裁判所事務官 (一般職) 本試験 (専門試験) 講評

No.	科目	出題内容	正解	正答率*	請評
1	憲法	外国人の人権	4	Α	【憲 法】 全7問中、各分野の出題数は人権5問、統治2問と昨年と同じ構成であった。№1の外国人の人権では、マクリーン事件、森川キャサリーン事件、地方参政権、塩見訴訟といった既出の判例が問われており、正解率は高い。
2		法の下の平等	3	Α	マクリーン事件、株川イヤリリーン事件、地方の政権、塩元が高といって近山の戸がが同れないにおり、正神学は同い。   №2の法の下の平等では、14条の法的性質と平等に関する有名判例が問われており、これも正解しやすい。№3では、
3		検閲	5	Α	「検閲」の意義に関する判例の知識が問われているが、どの判例も既出であり、これも容易に正解できる。No.4の集会・結社の自由では、見慣れない記述(ア)があり、判断に戸惑ったと思われる。それゆえ、記述アの正誤が鍵となる。No.
4		集会・結社の自由	1	Α	5では、社会権を全般にわたって聞いているが、有名判例に照らすことで正解できる。統治は国会を除いた構成であっ
5		社会権	4	Α	た。No.6 は違憲審査制を聞いているが、裁判所は2年連続の出題である。付随的審査制、下級裁判所も主体となること、 条約も対象になりうること、といった基本的知識で正解できる。No.7 では、内閣に関する条文知識を聞いている。どの
6		違憲審査	3	Α	記述も基本的な内容であるので、正解しやすいといえる。全体として素直な出題である。過去問を繰り返してきた受験
7		内閣	1	Α	生は十分な手応えを感じたものと思われる。   【民 法】 各分野の出題数は、総則2問、物権1問、担保物権1問、債権総論4問、債権各論5問であり、昨年度
8	民 法	錯誤	2	Α	と比べて、債権総論・各論の問題が1問ずつ増え、総則・担保物権の問題が1問ずつ減った。2022・2023年度は各分野
9		消滅時効	4	Α	からバランスよく出題されたが、今年度は(債権法改正施行直後の 2020・2021 年度のような)債権法に偏った出題となった。もっとも、来年度から民法の出題数は 10 問となるので、出題傾向は変わるかもしれない。また、出題形式は、
10		所有権	3	Α	7問が単純正誤問題であり、昨年度の3問から大幅に増えた。単純正誤問題は、組合せ問題のように肢を利用して正解を絞り込めない分だけ、正確な知識が要求されるので、難易度が上がったといえる。ただし、各年度の出題形式は一定
11			3	Α	ではないので、どちらにも慣れておく必要がある。
12			4	С	↑ 各問題を概観すると、No.8~11、No.13、No.16、No.20 は、どれも基本的な条文・判例の知識を問う問題であり、正解率も高い。また、No.15、No.18 は、正解率は高くないが、過去問で既出の条文・判例の知識を問う問題なので、問題文を丁寧
13			1	Α	に読めば正答可能である。これらの問題をどれだけ正答できたかが合否を左右するだろう。他方、No.12、No.14、No.17、
14		相殺	3	С	No.19 は、正解率がかなり低く、これらの問題を間違えたとしても、合否を左右しないだろう。No.12 では、金銭債務の不履行の場合、債権者は419条1項所定の額以上の実損害を被ったと証明しても、その賠償を請求できないこと(最判
15			5	В	昭48.10.11)、No.14では、債権譲渡の対抗要件具備時より後に債務者が譲渡人に対する債権を取得した場合でも、それ
16		催告による解除	2	Α	が対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権であれば、その債権を自働債権とする相殺を譲受人に主張できる こと(469条2項1号)、No.17では、書面によらない消費貸借は、当事者の合意に加えて目的物の引渡しによって成立
17		各種契約の成立要件	÷ 3	С	する要物契約であること (587 条)、No.19 では、注文者の死亡は請負契約の解除原因ではなく、注文者の地位は相続人に承継されること (896 条本文) などの知識が正答のポイントとなる。憲法・刑法と比べると、難易度の高い問題が多
18			3	В	いが、全体的には平易な問題であり、対策としては過去問演習を繰り返すことで十分である。
19		請負	4	С	【刑 法】 形式面では、全10 問中、総論から5問、各論から5問出題されており、例年通りの構成となっている。 組合せ問題が9問、罪名選択問題が1問であり、罪名選択問題の出題は5年連続である。また、2018 年度以降、学説問
20		不法行為	1	A	題は出題されていない。
21	刑法	未遂罪	5	Α	No22 では、客体の錯誤、方法の錯誤、故意の個数、法律の錯誤といった典型論点を聞いており、正解率は高い。No23 は、被害者の承諾が構成要件該当性を阻却し、または違法性を阻却するため要件を聞いている。どの記述も基本的なも
22	,,, ,_		2	Α	のであり、正解しやすいといえる。No24では、正当防衛が成立するための要件を聞いているが、緊急避難との違いを整理しているが、緊急避難との違いを整理しているが、緊急避難との違いを整理している。
23		被害者の承諾(同意	) 4	Α	理していれば容易に正解できる。No26 は、逮捕・監禁というマイナーな犯罪類型を聞いている。どの記述も基本的知識 で正誤を付けられるが、記述イをどう判断したかで差が付く。No29 の盗品等に関する罪では、同罪の構成要件該当性の
24		正当防衛	1	Α	知識を聞いている。記述ウをどう判断したかが決め手となる。No.30 の罪名選択問題は、いわゆる居直り強盗の事例である。居直り強盗は単純強盗であることを理解していれば、容易に正解できる。全体として、基礎的知識と判例の知識で
25		共同正犯	2	Α	正解できる問題が多い。したがって、条文知識と判例の理解を確実にすべきである。
26		逮捕・監禁罪	5	С	【経済理論】 マクロ経済学: No31 は、45 度線分析に関する計算問題である。過去に他の試験種で同様の問題が出題されていて、「過去問解きまくり!マクロ経済学」に類題が掲載されているので、多くの受験生にとって解答し易かったと考え
27		住居侵入罪	2	Α	られる。No32は、貨幣理論に関する文章題であり、ケンブリッジの残高方程式、フィッシャーの交換方程式に関する理解が
28			5	Α	問われている。あまり出題がない論点であり、苦戦した受験生もいたと考えられるが、細かい知識が問われているわけではなく、それぞれの方程式についておおまかに理解していれば解答できるレベルであった。No.33 は、IS-LM分析に関する
29		盗品等関与罪	5	В	計算問題である。基本的なレベルの問題であり、確実に正解したい。No.34 は、新古典派成長理論に関する計算問題である。 裁判所職員試験においては、頻出論点であり、過去問と同様に解くことができるが、労働人口増加率、貯蓄率、資本減耗率
30		罪名の選択(居直り強盗	5	A	を与えられた数式から読み取る必要があり、多くの受験生が苦戦したと考えられる。No.35 は、乗数理論に関する計算問題で
31	経済理論	45 度線分析	4	Α	ある。この問題も、過去に他の試験種で同様の問題が出題されていて、「過去問解きまくり!マクロ経済学」に類題が掲載されているので、多くの受験生にとって解答し易かったと考えられる。
32		貨幣理論	3	С	ミクロ経済学:No36 は政府が低価格政策を実施した際における余剰分析の基本的な計算問題である。政策実施前の総余
33		IS-LM分析	2	Α	- 剰と政策実施後の総余剰の差が問題で問われている死荷重となり、問題を解く際は、グラフ図を描いて低価格政策実施 時の生産量などに注目して需要曲線や供給曲線上の座標を丁寧にとっていけば正答にたどり着く。比較的難度の低い基
34		新古典派成長理論	1	С	本問題であるので、ぜひ正解したい問題となる。No.37 は生産量カルテルの計算問題である。類題が「過去問解きまくり! ミクロ経済学」に掲載されていることから、問題演習を行っていた受験生は解きやすかったと思われる。No.38 は2財モ
35		乗数理論	5	Α	デルにおける財価格変化に伴う最適消費点の変化を分析する問題である。代替効果と所得効果についてグラフの変化を
36		余剰分析	1	Α	<ul><li>読み取る必要があるが、上級財や下級財の性質を踏まえたグラフの変化を読み取ることで正答が見つかる。基本的知識 を問う問題といえよう。№39 は情報の不完全性に関する文章問題で、各肢で問われている逆選択や道徳的危険などの論</li></ul>
37		生産量力ルテル	2	Α	点について、その意味や具体例を正確に覚えていると正答が見つかる。比較的解き易い問題と考える。No40 は余暇と労
38		価格の変化	4	В	働(最適労働供給)の計算問題である。問題では需要関数を導出することが求められているが、最適労働供給を求める オーソドックスな解き方で正答が得られる。しかし、この手法では需要関数の導出過程の計算が少し難しく感じた受験
39		情報の非対称性	5	Α	生もいたと思われる。一方で、コブ=ダグラス型効用関数の特徴を活かして、支出割合法で解くことを思いついた受験生は解きやすかったと思われる。
40		余暇と労働	4	В	THOME ( ) W TICCHWAIVSO
		A:60%以上,B:40%以	上60%未	<u></u>	

※ 正答率(A:60%以上, B:40%以上 60%未満, C:40%未満)は、LEC公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ(5/2212:30時点)に基づいて算出しています。本成績診断のご利用方法等の詳細は、LEC公務員 Web サイトの専用ページ(https://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/)にてご案内しています。

▲ 東京リーガルマインド 公務員試験対策 複写・頒布を禁じます